

## 武市監告示第5号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項及び武雄市監査基準第15条の規定によりその結果を公表します。

令和8年2月19日

武雄市監査委員 成松 義秀

武雄市監査委員 末藤 正幸

### 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項、武雄市監査基準第12条及び第13条の規定により、その結果に関する報告を提出します。

文書指摘について、地方自治法第199条第14項及び武雄市監査基準第16条の規定により、当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

### 記

#### 1 監査の種類

財務監査

#### 2 監査の対象及び対象期間

防災・減災課 対象期間 令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

#### 3 監査等の着眼点及び実施内容

監査は、前記の対象事務が、法令等に適合し正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げているか、また、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、提出された資料に基づき関係諸帳簿・台帳・書類等を監査するとともに、関係職員から説明を聴取しながら行った。

#### 4 監査等の実施場所及び日程

実施場所 監査委員事務局

日 程 令和8年2月3日（火）

#### 5 監査等の結果

##### (1) 勧告、指摘事項（文書勧告、文書指摘、改善及び要望事項等）

###### 文書指摘

- ① 武雄市防災行政放送戸別受信機設置等工事の契約について、契約保証金は契約金額の100分の10以上に相当する金額とされているが、契約書にはそれに満たない額が保証金として誤って記載され、実際にその額が納付されていることを確認した。

これは武雄市財務規則第 119 条に違反する事案である。担当部署においては本件発生の原因分析を行い、起工や契約締結等の決裁時においては上席職員による確認を重ね、再発防止に努められたい。

(2) 指導事項（口頭による指導・改善・要望事項等）

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その改善報告を求めた。